

改正 令和七年 五月二七日告示第八十号

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和六年埼玉県条例第三十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（住民への周知の方法）

第二条 条例第七条（条例第十二条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する措置は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 当該特定再生資源屋外保管事業場の敷地境界線からの水平距離が三百メートル以内の区域（次号において「特定区域」という。）に居住する者に対し、特定再生資源屋外保管業の内容についての説明会を開催する方法
- 二 特定再生資源屋外保管業の内容を記載した書面を特定区域に居住する者に配布する方法
- 三 特定再生資源屋外保管業の内容を当該特定再生資源屋外保管事業場又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供する方法

（周知させる特定再生資源屋外保管業の内容）

第三条 条例第七条の規定により周知させる特定再生資源屋外保管業の内容は、次のとおりとする。

- 一 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
- 三 特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備
- 四 第六条第三項で定める区分
- 五 保管物を積み上げる高さ
- 六 破砕等（破砕、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。）をする場合にあっては、当該破砕等の種類
- 七 特定再生資源屋外保管業の開始予定年月日
- 八 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者の連絡先の電話番号
- 九 その他知事が定める事項

（特定再生資源屋外保管業の許可証）

第四条 知事は、条例第八条第一項の規定により特定再生資源屋外保管業の許可をしたとき、又は条例第十二条第一項の規定により変更の許可をしたときは、様式第一号の特定再生資源屋外保管業許可証を交付するものとする。

（許可証の再交付）

第五条 特定再生資源屋外保管許可業者は、前条に規定する許可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、当該許可証の再交付を知事に申請することができる。

- 2 前項の規定による申請は、様式第二号の特定再生資源屋外保管業許可証再交付申請書を知事に提出することにより行わなければならない。この場合において、許可証の毀損又は汚損を理由として申請する場合にあっては、当該許可証を添付しなければならない。

（許可の申請）

第六条 条例第八条第二項の申請書の様式は、様式第三号のとおりとする。

- 2 条例第八条第二項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。ただし、条例第八条第三

項の許可の更新を受けようとする場合にあっては、第一号の書類の添付を要しない。

- 一 条例第七条の規定による措置を講じたことを証する書面
- 二 事業計画の概要を記載した書類
- 三 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該事業場の位置図及び付近の見取図
- 四 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 五 申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類
- 六 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下この項及び第十四条第二項において同じ。）（申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- 七 申請者が条例第九条第一項第三号イからワまでに該当しない者であることを誓約する書面（申請者が同号ヌに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。第十四条第二項第三号において同じ。）が条例第九条第一項第三号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面）
- 八 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し。第十四条第二項第四号において同じ。）
- 九 申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し
- 十 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- 十一 申請者に第八条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- 十二 次に掲げる事項を記載した標準作業書
 - イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画
 - ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法
 - ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものを回収し、及び処理する方法
 - ニ 保管又は破碎等（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止する方法
 - ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生を防止する方法
 - ヘ 特定再生資源屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法
 - ト 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法
 - チ その他知事が定める事項
- 3 条例第八条第二項第四号の規則で定める区分は、次のとおりとする。
 - 一 金属スクラップ（保管をする保管物が金属のみであるものをいう。以下同じ。）
 - 二 プラスチック類（保管をする保管物がプラスチックのみであるものをいう。以下同じ。）
 - 三 雑品スクラップ（保管をする保管物が前二号に掲げるもの以外であるものをいう。以下同じ。）
- 4 条例第八条第二項第五号の規則で定める保管の方法は、次のとおりとする。
 - 一 保管物を積み上げる高さ
 - 二 保管の作業の方法及び手順
- 5 条例第八条第二項第六号の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 破碎等をする場所の位置及び面積
 - 二 破碎等の種類及び方法
 - 三 破碎等の作業の方法及び手順
 - 四 破碎等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力
- 6 条例第八条第二項第七号の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）
 - 二 申請者が法人である場合には、その役員の氏名及び住所

三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

四 申請者に第八条に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

五 条例第十八条の現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号

(生活環境の保全を目的とする法令)

第七条 条例第九条第一項第三号ハに規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）

二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）

四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）

五 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）

六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）

七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）

八 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）

九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）

十 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）

十一 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）

(使用人)

第八条 条例第九条第一項第三号ヘ、ル及びヲの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、特定再生資源に係る契約を締結する権限を有する者を置く特定再生資源屋外保管事業場

(使用前検査の申請)

第九条 条例第九条第二項（条例第十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の検査を受けようとする者（次項において「使用前検査申請者」という。）は、様式第四号の特定再生資源屋外保管事業場使用前検査申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第九条第二項の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を様式第五号の特定再生資源屋外保管事業場使用前検査結果通知書により使用前検査申請者に通知するものとする。

(保管物の保管の高さ)

第十条 第六条第三項で定める区分が金属スクラップ又はプラスチック類に該当する場合における条例第十一条第二号の規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める高さとする。

一 保管の場所の囲いに直接負荷部分（保管物の荷重が直接かかる構造である部分をいう。以下この条において同じ。）がない場合（第三号に掲げる場合を除く。） 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 基準線（直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端）をいう。以下この条において同じ。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のイに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの）

イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

ロ 前号に規定する高さ

三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイ若しくはロに規定する高さのうち

いずれか低いもの又は前号に規定する高さ

イ 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、特定再生資源屋外保管業の用に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は特定再生資源屋外保管事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のものの二分の一に相当する高さ

ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

2 第六条第三項で定める区分が雑品スクラップに該当する場合における条例第十一条第二号の規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める高さとする。

一 保管の場所の囲いに直接負荷部分がない場合（第三号に掲げる場合を除く。） 前項第一号に規定する高さ又は五メートルのうちいずれか低いもの

二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 前項第二号に規定する高さ又は五メートルのうちいずれか低いもの

三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 前項第三号に規定する高さ又は五メートルのうちいずれか低いもの

3 前二項の規定にかかわらず、特定再生資源を容器を用いて保管する場合又は知事が定める特定再生資源を保管する場合における高さは、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める高さとする。

一 保管の場所の囲いに直接負荷部分がない場合（第三号に掲げる場合を除く。） 五メートル

二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 前項第二号に規定する高さ

三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 前項第三号に規定する高さ
（火災の発生又は延焼防止のための措置）

第十一条 条例第十一条第三号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 保管物がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。

二 保管物（第六条第三項で定める区分が雑品スクラップに該当する場合に係るものに限る。）に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。

三 保管物の一の保管の単位の面積を二百平方メートル以下とすること。

四 隣接する保管物の保管の単位の間隔は、二メートル以上とすること（当該保管の単位の間火災による延焼を防ぐに足りる仕切りが設けられている場合を除く。）。

五 その他知事が必要と認める措置

（変更の許可の申請等）

第十二条 条例第十二条第一項の規定による変更の許可の申請は、様式第六号の特定再生資源屋外保管業許可事項変更許可申請書を提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、第六条第二項第四号から第十一号までに掲げる書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 条例第十二条第二項において準用する条例第七条の規定による措置を講じたことを証する書面

二 変更後の事業計画の概要を記載した書類

三 変更後の特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該事業場の位置図及び付近の見取図

四 第六条第二項第十二号イからチまでに掲げる事項を記載した変更後の標準作業書

3 条例第十二条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 特定再生資源屋外保管事業場の所在地の変更

二 特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積の変更（当該面積を増大させる場合に限る。）

三 特定再生資源の保管の場所の面積の変更（当該面積を増大させる場合に限る。）

四 保管物を積み上げる高さの変更（当該高さを増大させる場合に限る。）

五 第六条第二項第十二号イからチまでに掲げる事項に係る変更（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しない場合を除く。）

六 第六条第三項で定める区分の変更

七 破砕等の種類及び方法並びに破砕等の作業の方法及び手順の変更（当該破砕等をしないことと

する場合を除く。)

- 八 破砕等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力の変更(当該設備の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合に限る。)

(変更の届出)

第十三条 条例第十二条第三項の規定による届出は、様式第七号の特定再生資源屋外保管業許可事項変更届出書を提出して行わなければならない。

- 2 条例第十二条第三項の規則で定める事項は、第六条第六項各号に掲げる事項とする。

(相続の届出)

第十四条 条例第十四条第二項の規定による届出は、様式第八号の特定再生資源屋外保管業相続届出書を提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 被相続人との続柄を証する書類
- 二 住民票の写し
- 三 相続人が条例第九条第一項第三号イからワまでに該当しない者であることを誓約する書面(相続人が未成年者である場合には、その法定代理人が同号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面)
- 四 相続人が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- 五 相続人に第八条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- 六 届出者以外に相続人がある場合においては、当該特定再生資源屋外保管業を届出者が継続して営業することに対する当該届出者以外の相続人の同意書

(廃業等の届出)

第十五条 条例第十五条の規定による届出は、様式第九号の特定再生資源屋外保管業廃業等届出書を提出して行わなければならない。

(特定再生資源屋外保管事業場に係る標識)

第十六条 条例第十六条第一項の規定による標識は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上のものとしなければならない。

- 2 条例第十六条第一項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定再生資源屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
- 二 特定再生資源屋外保管許可業者の氏名又は名称及び連絡先の電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
- 四 特定再生資源屋外保管事業場の平面図
- 五 第六条第三項で定める区分
- 六 保管物を積み上げる高さのうち最高のもの
- 七 破砕等をする場合にあつては、当該破砕等の種類
- 八 条例第十八条の現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号

(公衆の閲覧に供することを要しない場合)

第十七条 条例第十六条第二項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 常時使用する従業者の数が五人以下である場合
- 二 当該特定再生資源屋外保管許可業者が管理するウェブサイトを有していない場合

(取引台帳)

第十八条 条例第十七条第一項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定再生資源屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
- 二 特定再生資源屋外保管許可業者の氏名又は名称
- 三 特定再生資源の取引の年月日
- 四 特定再生資源の取引の相手方の氏名又は名称
- 五 取引した特定再生資源の種類
- 六 取引した特定再生資源(当該特定再生資源と一体的に取引した物品を含む。)の数量
- 七 その他知事が定める事項

(台帳の保存の方法)

第十九条 条例第十七条第二項の規定による台帳の保存の方法は、当該台帳を特定再生資源屋外保管許可業者の住所又は特定再生資源屋外保管事業場の所在地において直ちにその内容を確認できる状態で備え付ける方法又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により作成された当該台帳に係る記録を特定再生資源屋外保管許可業者の住所又は特定再生資源屋外保管事業場の所在地において直ちにその内容を書面に表示することができる状態で保存する方法とする。

（現場責任者の選任）

第二十条 条例第十八条の現場責任者は、事業内容及び事業場の構造、設備等に精通している者であつて、適正な事業が行われるよう業務を管理し、及び監督することができるものを選任することとする。

（廃止の基準）

第二十一条 条例第二十一条第三項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 特定再生資源及び当該事業に伴って生じる廃棄物が保管されていないこと。
- 二 特定再生資源屋外保管事業場の構造物が県民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障を及ぼすおそれがないものであること。

（身分証明書）

第二十二条 条例第二十三条第二項の身分を示す証明書は、様式第十号のとおりとする。

（事故時の措置の届出）

第二十三条 条例第二十五条第一項の規定による届出は、様式第十一号の事故状況等届出書により行うものとする。

（適用除外）

第二十四条 条例第三十二条第二項の規定により適用しないこととする条例の規定は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域について、同表の下欄に掲げるとおりとする。

市町村	条例の規定
さいたま市、越谷市	第一章から第四章まで（第三十二条を除く。）及び附則

（知事に提出する書類の部数）

第二十五条 条例及びこの規則に基づき知事に提出する書類の部数は、正副二通とする。

（委任）

第二十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 条例附則第二条第二項の規定による届出は、附則様式の特定再生資源屋外保管業営業届出書を提出して行わなければならない。
- 3 前項の届出書には、条例第八条第二項の規定による特定再生資源屋外保管事業場ごとに必要な事項を記載するとともに、第六条第二項第二号から第十二号に規定する書類及び図面を添付しなければならない。
- 4 条例附則第二条第七項の規則で定める事項は、第三条各号に掲げる事項とする。

附則様式（附則第 2 項関係）

（第 1 面）

特定再生資源屋外保管業営業届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

電子メールアドレス

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（以下「条例」という。）附則第 2 条第 2 項の規定により、従前の特定再生資源屋外保管業の営業について、関係書類及び図面を添えて次のとおり届け出ます。

特定再生資源屋外保管事業場の所在地				
特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積		㎡		
特定再生資源屋外保管事業場の構造				
特定再生資源屋外保管事業場の設備				
保管				
保管の場所	位置	面積	保管物の区分	保管物を積み上げる高さ
1		㎡	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
2		㎡	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
3		㎡	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
4		㎡	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
5		㎡	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
保管の作業の方法及び手順				

(破碎等（破碎、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。）をする場合）				
破碎等の場所	位置	面積	破碎等の種類及び方法	
1		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
2		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
3		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
4		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
5		m ²	(1) 破碎 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
破碎等の作業の方法及び手順				
破碎等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力				

- 備考 1 「保管物の区分」の欄は、保管をする保管物の区分のうち、該当する区分の番号を○で囲むこと。
- 2 「破碎等の種類及び方法」の欄は、破碎等の種類のうち、該当する種類の番号を○で囲み、その方法について具体的に記載すること。
- 3 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 この届出書は、令和7年6月30日までに提出すること。

(第2面)

添 付 書 類	1 事業計画の概要を記載した書類
	2 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該事業場の位置図及び付近の見取図
	3 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
	4 届出者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類
	5 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）（届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
	6 届出者が条例第9条第1項第3号イからワまでに該当しない者であることを誓約する書面（届出者が同号ヌに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）が同号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面）
	7 届出者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し）
	8 届出者が法人である場合には、その役員の住民票の写し
	9 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
	10 届出者に埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
	11 次に掲げる事項を記載した標準作業書
	イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画
	ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法
	ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものを回収し、及び処理する方法
	ニ 保管又は破砕等（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止する方法
	ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生を防止する方法
	ヘ 特定再生資源屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法
	ト 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法
	チ その他知事が定める事項

(第3面)

届出者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
		住	所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住 所	

法定代理人（届出者が未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
		住	所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住 所	

役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住	所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第4面)

役員（届出者が法人である場合）			
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がるとき）

発行済株式の 総数	株		出 資 の 額
（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
		割 合	住 所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）				
	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍	
	氏 名	役職名・呼称	住 所	
	条例第18条で規定する現場責任者			
		(ふりがな)	生 年 月 日	住 所
氏 名		役職名・呼称	連絡先の電話番号	
上記の現場責任者が不在のときに、現場責任者となる者				
	(ふりがな)	生 年 月 日	住 所	
	氏 名	役職名・呼称	連絡先の電話番号	

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第1号（第4条関係）

許可番号 第 号

特定再生資源屋外保管業許可証

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例 第8条第1項
第12条第1項 の許可を受け
た者であることを証する。

埼玉県知事 印

許 可 年 月 日 年 月 日
許可の有効年月日 年 月 日

1 事業の用に供する全ての事業場

2 許可の条件

3 許可の更新又は変更の状況
年 月 日 （内 容）

様式第2号（第5条関係）

特定再生資源屋外保管業許可証再交付申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

電子メールアドレス

特定再生資源屋外保管業許可証を亡失（毀損・汚損）したので、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
再 交 付 の 理 由	

備考 毀損又は汚損の場合は、許可証を添付すること。

(第1面)
特定再生資源屋外保管業許可申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

申請者
住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号
担当者名
電子メールアドレス

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、特定再生資源屋外保管業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

特定再生資源屋外保管事業場の所在地				
特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積		㎡		
許可年月日※		年 月 日		
許可番号※		第 号		
特定再生資源屋外保管事業場の構造				
特定再生資源屋外保管事業場の設備				
保管				
保管の場所	位置	面積	保管物の区分	保管物を積み上げる高さ
1		㎡	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
2		㎡	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
3		㎡	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
4		㎡	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
5		㎡	(1) 金属スクラップ (2) プラスチック類 (3) 雑品スクラップ	
保管の作業の方法及び手順				

(破砕等（破砕、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。）をする場合）				
破砕等の場所	位置	面積	破砕等の種類及び方法	
1		m ²	(1) 破砕 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
2		m ²	(1) 破砕 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
3		m ²	(1) 破砕 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
4		m ²	(1) 破砕 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
5		m ²	(1) 破砕 (2) 切断 (3) 圧縮 (4) 解体 (5) 洗浄 (6) その他	
破砕等の作業の方法及び手順				
破砕等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力				

- 備考 1 許可の更新をする場合にあっては、※印の欄を記載すること。
- 2 「保管物の区分」の欄は、保管をする保管物の区分のうち、該当する区分の番号を○で囲むこと。
- 3 「破砕等の種類及び方法」の欄は、破砕等の種類のうち、該当する種類の番号を○で囲み、その方法について具体的に記載すること。
- 4 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第2面)

添付書類	1 条例第7条の規定による措置を講じたことを証する書面 2 事業計画の概要を記載した書類 3 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該事業場の位置図及び付近の見取図 4 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 5 申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類 6 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）（申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書） 7 申請者が条例第9条第1項第3号イからワまでに該当しない者であることを誓約する書面（申請者が同号ヌに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）が同号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面） 8 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し） 9 申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し 10 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書） 11 申請者に埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し 12 次に掲げる事項を記載した標準作業書 - イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画 - ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法 - ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものを回収し、及び処理する方法 - ニ 保管又は破碎等（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止する方法 - ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生を防止する方法 - ヘ 特定再生資源屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法 - ト 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法 - チ その他知事が定める事項
------	--

備考 許可の更新をする場合にあっては、第1号の書類の添付を要しない。

(第3面)

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
		住 所	
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住 所	

法定代理人（申請者が未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
		住 所	
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住 所	

役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第4面)

役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出 資 の 額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
		割 合	住 所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
		役職名・呼称	住 所
条例第18条で規定する現場責任者			
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
		役職名・呼称	連絡先の電話番号
上記の現場責任者が不在のときに、現場責任者となる者			
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
		役職名・呼称	連絡先の電話番号

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第 4 号（第 9 条関係）

特定再生資源屋外保管事業場使用前検査申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

電子メールアドレス

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第 9 条第 2 項
第 1 2 条第 2 項において準用する

第 9 条第 2 項の規定による特定再生資源屋外保管事業場の使用前検査を受けたいので、
次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
特定再生資源屋外保管事業場の所在地	
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日

備考 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする図面等を適宜添付すること。

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

特定再生資源屋外保管事業場使用前検査結果通知書

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第 9 条第 2 項
第 1 2 条第 2 項において準用する

第 9 条第 2 項の規定により、特定再生資源屋外保管事業場を検査したところ、その結果は下記のとおりでしたので通知します。

記

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
特定再生資源屋外保管事業場の所在地	
検 査 申 請 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	当該特定再生資源屋外保管事業場は、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準に適合している。 適合していない。

様式第6号（第12条関係）

(第1面)
特定再生資源屋外保管業許可事項変更許可申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

申請者
住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号
担当者名
電子メールアドレス

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（以下「条例」という。）第12条第1項の規定により、特定再生資源屋外保管業の許可に係る事項の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 番 号	第 号	
特定再生資源屋外保管事業場の所在地		
変 更 す る 事 項 の 内 容	変更後	変更前
変 更 理 由		

(第2面)

添付書類	1 条例第12条第2項において準用する条例第7条の規定による措置を講じたことを証する書面 2 変更後の事業計画の概要を記載した書類 3 変更後の特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該事業場の位置図及び付近の見取図 4 次に掲げる事項を記載した変更後の標準作業書 - イ 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画 - ロ 油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法 - ハ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものを回収し、及び処理する方法 - ニ 保管又は破碎、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止する方法 - ホ 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生を防止する方法 - ヘ 特定再生資源屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法 - ト 当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法 - チ その他知事が定める事項 5 特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 6 申請者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類 7 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）（申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書） 8 申請者が条例第9条第1項第3号イからワまでに該当しない者であることを誓約する書面（申請者が同号ヌに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）が同号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面） 9 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し） 10 申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し 11 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書） 12 申請者に埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
------	--

(第3面)

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
		住 所	
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住 所	
法定代理人（申請者が未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
		住 所	
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住 所	
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第4面)

役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出 資 の 額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
		割 合	住 所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
		役職名・呼称	住 所

条例第18条で規定する現場責任者			
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
		役職名・呼称	連絡先の電話番号

上記の現場責任者が不在のときに、現場責任者となる者			
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
		役職名・呼称	連絡先の電話番号

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

特定再生資源屋外保管業許可事項変更届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

電子メールアドレス

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（以下「条例」という。）第12条第3項の規定により、特定再生資源屋外保管業の許可に係る事項を変更したので、関係書類及び図面を添えて次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 番 号	第 号	
特定再生資源屋外保管事業場の所在地		
変更した事項の内容	変更後	変更前
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

備考 1 届出者の氏名又は住所の変更については、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）を添付すること。
届出者が法人である場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名の変更については、登記事項証明書を添付すること。

2 届出者に係る条例第9条第1項第3号ヌに規定する法定代理人の変更については、新たに法定代理人になった者の住民票の写し（法定代理人が法人である場合

にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し)を添付すること。

- 3 届出者に係る役員の変更については、新たに役員になった者の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面を添付すること。
- 4 届出者に係る発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の変更については、新たにこれらの者になったものの住民票の写し(これらの者が法人である場合にあつては、登記事項証明書)を添付すること。
- 5 その他知事が必要と認める書類又は図面を添付すること。
- 6 この届出書は、許可を受けた事項を変更した日から30日以内に提出すること。

(第2面)

届出者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
		住 所	
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住 所	

法定代理人（届出者が条例第9条第1項第3号ヌに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
		住 所	
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住 所	

	役員（法定代理人が法人である場合）		
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		役職名・呼称	住 所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第3面)

役員（届出者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出 資 の 額	
	保有する株式の数 又は出資の金額	割 合		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日		本	籍
			住	所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第4面)

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）				
	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍	
	氏 名	役職名・呼称	住 所	
	条例第18条で規定する現場責任者			
		(ふりがな)	生 年 月 日	住 所
氏 名		役職名・呼称	連絡先の電話番号	
上記の現場責任者が不在のときに、現場責任者となる者				
	(ふりがな)	生 年 月 日	住 所	
	氏 名	役職名・呼称	連絡先の電話番号	

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

（第 1 面）
特定再生資源屋外保管業相続届出書

年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

届出者
住 所

氏 名

電話番号
担当者名
電子メールアドレス

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（以下「条例」という。）第 1 4 条
第 2 項の規定により、特定再生資源屋外保管許可業者の地位を相続により承継したので、
関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
特定再生資源屋外保管事業場の所在地	
被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
相 続 の 開 始 の 日	年 月 日

備考 この届出書は、相続の日から 3 0 日以内に提出すること。

(第2面)

添 付 書 類	1 被相続人との続柄を証する書類 2 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。） 3 相続人が条例第9条第1項第3号イからワまでに該当しない者であることを誓約する書面（相続人が同号ヌに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む）が同号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面） 4 相続人が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し） 5 相続人に埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第8条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し 6 届出者以外に相続人がある場合においては、当該特定再生資源屋外保管業を届出者が継続して営業することに対する当該届出者以外の相続人の同意書
------------------	--

(第3面)

相続人			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
法定代理人（相続人が未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住 所	
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
規則第8条に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第9号（第15条関係）

特定再生資源屋外保管業廃業等届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

電子メールアドレス

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（以下「条例」という。）第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
特定再生資源屋外保管許可業者であった者の氏名又は名称	
特定再生資源屋外保管事業場の所在地	
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の事由	1 死亡 2 法人の合併による消滅 3 法人の破産手続開始の決定による解散 4 法人の合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散 5 許可に係る特定再生資源屋外保管業の廃止

- 備考 1 「廃業等の事由」の欄は、条例第15条各号の廃業等の事由のうち、該当する事由の番号を○で囲むこと。
- 2 特定再生資源屋外保管事業場の現状における現場写真を添付すること。
- 3 この届出書は、廃業等の事由に該当することとなった日から30日以内に提出すること。

様式第 1 0 号（第 2 2 条関係）

（第 1 面）

第	号
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第 2 面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
 - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 第 2 面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

事故状況等届出書

年 月 日

（宛先）
埼玉県 環境管理事務所長

届出者
住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号
担当者名
電子メールアドレス

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第 2 5 条第 1 項の規定により、特定再生資源屋外保管業に係る事故の状況及び講じた措置の概要について、次のとおり届け出ます。

特定再生資源屋外保管業者の 氏名又は名称	
特定再生資源屋外保管事業場の 所在地	
事 故 発 生 年 月 日	年 月 日 午前 午後 時 分
事 故 の 状 況	
講 じ た 措 置 の 概 要	

- 備考 1 「事故の状況」の欄については、発生箇所及び発生原因並びに汚水又は油の飛散、流出の状況等、県民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障の状況を記入すること。
- 2 「講じた措置の概要」の欄については、県民の生活の安全の確保上若しくは生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のための応急措置の概要を記入すること。
- 3 「事故の状況」及び「講じた措置の概要」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、必要に応じ図面、フロー図等を添付すること。